

宮農農第1164号
令和7年1月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	宮古島市 (47214)
地域名 (地域内農業集落名)	上野 (上野・大嶺・名嘉山・宮国・豊原・高田・新里・千代田・野原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・基盤整備事業実施から年数が経っており、再整備が必要となっている。(勾配の修正や耕土深の改善等)
- ・各集落とも後継者が少なく、次世代の農業者を育てなければならないが、人材不足である。
- ・農地が点在している農家が多く、移動時間のロスなど営農上の負担が大きくなる。そのため、農業収入が少なく経費がかさむなど農業経営に影響がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域全体としてさとうきびを中心に栽培していくが、単収を増やすには作業効率化のため集積・集約を図る必要がある。集積・集約においては該当する土地周辺の農業者だけではなく、営農作物を住み分けしていくことも念頭に置いて検討していく必要がある。(混作を減らしていき、営農しやすくすることが必要である。)
- ・農地を集積・集約することで、農薬散布に係るドリフト被害の防止や、各種作業の合理化、農業支援サービスの利便性の向上などを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,223 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,143 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

農地の交換を進め、規模縮小や離農を考えている農業者については、出し手の意向も踏まえ、近隣の農地にて営農している担い手や規模拡大を希望する農業者に対して賃借等を行うことによって集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

出し手の意向を踏まえ、農地中間管理事業を通して近隣の担い手、規模拡大を希望する農業者への貸付を図っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

整備事業実施予定地区については継続していくとともに、未整備地区の事業実施に向けて整備事業担当部署と連携して取り組んでいく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農希望者を募り、関係機関と連携しながら、就農準備から経営開始、定着まで切れ目のない取組・支援等を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業委託者は、宮古地区さとうきび糖業振興会の実施事業(さとうきび生産性向上緊急支援事業等)の補助へ誘導し、農作業受託事業者は農業支援サービス事業体支援事業等の活用による機械導入へ誘導するなど、市・県・農業協同組合と連携して取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害対策について、沖縄県猟友会宮古地区や森林組合等と連携し駆除する。
- ②農薬適正使用講習会等への参加誘導や土壤分析の活用、有機質資材の利用促進により、減農薬や減肥料に取り組む。
- ③県主催の研修等を利用してスマート農業について認知してもらう。併せてスマート農業機械についても積極的に導入を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金を利用した農道や沈砂池の清掃および農村設備の修繕等、農村環境の整備向上を図る。
- ⑨上野資源リサイクルセンター等市内各所の堆肥等の利用を促進する。また、地域内で畜産農家と耕種農家(さとうきびやかぼちゃ等)の連携を促す。